

令和6年度東京都児童相談体制等検討部会 第2回

<議事要旨>

1 会議概要

(1) 開催日時

令和7年1月29日(水) 午後3時00分から5時00分

(2) 開催方法

対面開催

2 議事

(1) 令和6年度ワーキンググループでの検討

① ワーキンググループの開催状況

【事務局より報告及び提示】

- ・ 令和6年10月2日に開催した検討部会(第1回)以降、ワーキンググループを計3回実施
- ・ 第1回 令和6年10月6日
 - ・ ケース移管・家庭復帰(課題の共有、論点整理)
 - ・ 施設への入所調整の効率化
- ・ 第2回 令和6年12月16日
 - ・ ケース移管及び家庭復帰(論点整理)、東京ルール(課題の共有、論点整理)
 - ・ 合同研修、施設への入所調整の効率化
- ・ 第3回 令和7年1月17日
 - ・ 東京ルール(論点整理)
 - ・ 合同研修、施設への入所調整の効率化
 - ・ 令和6年度の議論のまとめ
- ・ 令和6年度の検討内容を中間まとめとして整理し、令和7年度は下記事項の検討を進める
 - (ア)「ケース移管及び家庭復帰」について、全国ルールの解釈に関する「共通認識」を策定し、周知徹底を図る
 - (イ) 児相と子家センの円滑な連携のための「ポイント」を整理し、周知徹底をはかる

【意見交換】

特になし

② 都区の児童相談所間のケース移管及び家庭復帰

【事務局より報告及び提示】

- ・ 第1回検討部会の議論を踏まえ、ワーキンググループにおいて、検討の方向性として以下4点を提示。
 - (ア) 全国児童相談所長会の申し合わせの遵守が大前提とする
 - (イ) 申し合わせの遵守状況の検証、確認を行い、課題に対し、どう解消につながるか検討。その上で、都区の児童相談所間における共通認識をつくり、適切な運用に繋げる
 - (ウ) 児相ごとの援助の工夫等独自性については尊重。そのうえで、よりよい援助につながるものは全体で共有し、都の児童相談体制のレベルアップにつなげる
 - (エ) 都児相、区児相、区市町村子家センのそれぞれの視点から議論の上、オール東京としての対応ができるよう取りまとめていく
- ・ 上記検討の方向性を踏まえ、ワーキンググループにおいて議論を行い、課題整理を実施。

<ワーキンググループの議論から見えてきた課題>

- (i) 移管先児相の受理のタイミング
 - ・ 移管元児相から移管先児相への第1報のタイミングや、移管先児相の受理のタイミングについて、共通認識を持つ必要があり、整理が必要
- (ii) 転居後の児童の安全確認
 - ・ 全国児童相談所長会の申し合わせ（以下、「全国ルール」と記載）では、原則移管先児相が安全確認をすることになっているが、近接する自治体間での移管において、転居後の安全確認を誰が行うかについて、整理が必要
- (iii) 移管元児相と移管先児相の役割分担
 - ・ すでに転居の事実があり、移管に際し、移管元児相から移管先児相への引継ぎや調査内容に不足があった場合の追加調査について、誰がどのように行うかについて、整理が必要
- (iv) アセスメントシート
 - ・ 移管に際して活用する「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」の記載方法や共有のタイミングの共通認識を図ることが必要
- (v) 児童票・提供されるべき資料
 - ・ 移管元児童が移管先児相に提供すべき資料の内容や種類について整理が必要
- (vi) 援助方針の継続及び (vii) 移管後1か月の再アセスメント
 - ・ 全国ルールに定める、移管元児相が決定した援助方針を移管先児相は少なくとも1か月間継続する、という対応は実施している状況。移管後1か月後の援助方針の再アセスメントについては、移管先児相における転居後の養育状況等把握の

上、適切に援助を行う必要があり、実施を徹底することが必要

(viii) 移管を伴う家庭復帰における、事前協議、情報共有、援助依頼

- ・ 管轄区域外への家庭復帰について、子家センの視点も交えながら、移管元児相、移管先児相の連絡や役割分担、アセスメントの根拠の共有、異なる手法を用いた自治体との連携、家庭復帰前の個別ケース検討会議の実施状況等の議論が必要

(ix) 家庭復帰の進め方、チェックリスト活用、共通のチェックリストの必要性

- ・ 虐待対応において異なる手法を用いている自治体間において、相互のツールとして認識すべき事項、連携を円滑にするために共有すべき事項の整理が必要
- ・ 家庭復帰を判断した根拠となるアセスメントの内容を子家センと共有することが必要

【主な意見】

- ・ 虐待対応における手法が自治体間で異なる、ということだが、具体的にどのような違いがあり、どのような意見が出されたのか。
- (事務局回答) サインズ・オブ・セーフティの手法を採用している自治体もあり、援助方針や家庭復帰等の決定に係るプロセス等が自治体によって異なる現状がある。そのような実情を踏まえずに、決定に係るツール等を統一化することへの懸念が示された。各自治体の独自性を尊重することを検討の方向性として提示している。
- ・ 情報提供の場合、転居先の児相や子家センが家庭への支援が必要ではないかと感じても、家庭に入る端緒を見出すことが難しいことがある。転居先の児相や子家センでの支援の必要性を踏まえ、ケース移管か情報提供か、児相間で協議できるとよい。
 - ・ 「共通認識」の策定や「ポイント」の整理等、成果物をまとめる際には、必要なことをシンプルな文言で記載した方が、経験の浅い職員も含めて理解が進むと思う。
 - ・ 転居後の児童の安全確認に関して、移管元と移管先児相の役割分担について触れられているが、死亡事例は、移管元から移管先へうまくバトンが渡らなかった場合に生じると考えている。移管元と移管先のどちらかということだけでなく、移管先と移管元と一緒に訪問する等といった話はワーキンググループで議論されたか。
- (事務局回答) ワーキンググループでは、東京都内の自治体間という地の利を生かし、移管元と移管先児相が情報共有をしたうえで、一緒に家庭にアプローチして顔をつなぐことが重要という意見が出ている。
- ・ 移管に係る手続きについて、全国ルールでは「転居が確認された時から遅くとも1か月以内に移管を完了する」とされており、そうできるのが望ましいが、実際難しいこともあり、1か月以上かかってしまう場合の議論も必要かと思う。
 - ・ 情報提供や移管手続きにおいて、行政職員間のやり取りだけでなく、保護者や児童に対してどのような説明や対応をするか、といった点も議論し、ポイントとして整理できると良い。

③ 東京ルールを検証

【事務局より報告及び提示】

- ・ 第1回検討部会の議論を踏まえ、ワーキンググループにおいて、検討の方向性として以下3点を提示。
 - (ア) 児童虐待相談対応において、円滑な連携のために都児相と子家セン間の齟齬をなくす
 - (イ) 都児相、区児相、区市町村子家センの円滑な連携のため、必要な共通理解を持つ
 - (ウ) 自区内で東京ルールを活用していない区児相においても、東京ルールを活用している子家セン等との調整に当たっては、ルールを準用
- ・ 上記検討の方向性を踏まえ、ワーキンググループにおいて議論を行い、課題整理を実施。

<ワーキンググループの議論から見えてきた課題>

- (i) 子家センから児相への連絡調整（援助要請・送致）
 - ・ 援助要請や送致の目安、特に子家センが児相に一時保護を求める際の判断要素となる共通のツールの活用や、協議の方法等を整理が必要
- (ii) 性的虐待の対応
 - ・ 共有ガイドラインに沿った対応ができているか、実施状況等について確認が必要
- (iii) 児相から子家センへの連絡調整
 - ・ 警察からの児童通告の範囲が拡大する（発達障害のある児童が暴れて親が疲弊している、児童の大量服薬等の虐待以外の案件が増えている）中、児相が子家センに送致する案件の整理が必要
 - ・ 警察からの児童通告に限らず、送致にあたっては、児童や保護者の状況を踏まえ、児相が対応する部分、子家センが対応する部分について、両方で協議をすることが必要
- (iv) 特定妊婦
 - ・ 児相と子家センの役割や児童福祉部門と母子保健部門との連携方法、子家センから児相への連絡のタイミングについて整理が必要
- (v) 手続きの簡素化
 - ・ 東京ルールにおける様式類のフォーマットの見直しや情報共有の方法、効率化に向けた検討が必要
- (vi) 制度改正の反映
 - ・ 区市町村の今後の取り組み状況を引き続き注視していくことが必要

【主な意見】

<子家センから児相への連絡調整>

- ・ 子家センから児相へ送致する際、児相との調整において一番課題に感じるのが、リスクの共有。共通のツールを用いることで、リスクの共有がスムーズになると良い。

<性的虐待>

- ・ 性的虐待の対応に関して、「令和 5 年 12 月の刑事訴訟法改正もあり、児相から子家センに対応を依頼することはなくなっている」とあるが、児相から子家センに対応を依頼することが完全になくなっていないと言い切れないのではないか。また、「刑事訴訟法の改正」について具体的な記載があったほうが良い。

<児相から子家センへの連絡調整>

- ・ 児相において、一時保護や施設入所措置から家庭復帰する際の子家センとの連携方法（どのような手順、どのようなタイミングで子家センに情報を伝えるか等）は、ルール化されているのか。

→（東京都回答）措置先から家庭復帰するにあたって、都児相においては基本的なルールを定めている。措置児童に関して、個別に家庭復帰に係る計画を毎年度立てており、当該年度に家庭復帰を予定している児童に関しては、子家センと情報共有を行うこととしている。

年度の途中に家庭復帰予定に変更となるケースに関しては、速やかな連携ができていないこともあるかもしれない。

計画的に家庭復帰をするケースと異なり、状況の急激な変化に伴い家庭復帰するようなケースは、リスクを抱えているため、しっかり個別ケース検討会議を開くという方向性を示す必要があり、家庭復帰に係る一連の流れを、子家センとも共有して進めていくことが必要。

- ・ 一時保護解除後、地域に復帰するケースに関して、児相から子家センへ事前の情報共有がないまま家庭復帰していたり、復帰後再度の通告が子家センに入るケースが多い。個別ケース検討会議を一時保護解除前に開催できると良いし、それができない場合にどう対応するか議論も必要。
- ・ 子家セン送致について、子家センの係属ケースは受けなければという思いはあるが、子家センに拒否的な家庭や、子家センとは違う角度でアプローチをしてほしい場合もあり、そこを踏まえた検討をしてもらいたい。

<特定妊婦>

- ・ 特定妊婦の支援について、児相は母子分離の観点から関与が求められることがあるが、分離せずに親子関係を支援するという視点も必要であり、次年度そういった議論もできると良い。
- ・ 地域の母子保健部門や子家センが寄り添い型の支援をする中で、養育に不安がある保護者に対して、出産前に必要な指導ができず、リスクが高いまま、児相の職権保

護に至るケースがある。このような場合、その後の家族再統合に向けた取り組みが難しくなってしまうことがある。各機関が対応するにあたっては、児童福祉法で規定する家庭養育優先の原則を念頭に、必要な指導をしていくことが重要。

- ・ 母子保健部門との連携に関して、子家センが関わることによって、未然防止ではなく重症化防止の視点での家庭への関わりに偏ってしまうのではないかという懸念を母子保健側は持っていると聞いている。未然防止と重症化防止を分けられれば母子保健部門と連携しやすくなると思う。
- ・ 都の「予防的支援推進とうきょうモデル事業」に取り組む中で、母子保健部門との合同会議で相互のアセスメントを共有したり、同じ建物の中で随時対面でのカンファレンスを実施するなど、一緒に取り組むという面が増えてきたと感じる。

<手続きの簡素化>

- ・ 手続きの簡素化について、オンライン会議の活用は自治体によっては難しいという実態もあるようなので、どのようなことが課題になっているか、どのような手立てがあれば可能になるか議論できると良い。

→（東京都）東京都では「都児童相談所と子供家庭支援センターの連携強化事業」を実施しており、補助メニューの一つに「DX による業務効率化への支援」がある。

子供家庭支援センターにおけるオンライン会議の実施のための機器等に係る経費についても対象になるので、積極的に活用して欲しい。

<周知方法等>

- ・ 東京ルールの運用状況を検証し、ポイントを整理していくにあたっては、コンセプトを明確にし、冊子としてまとめるとしても、読み込まないと分からないようなものではなく、見てわかるような工夫が必要だと思う。

<東京ルールの基本理念>

- ・ 家庭復帰等に係る児相と子家センの連携や各組織における対応を考えるうえでは、児童福祉法等に規定されている家庭養育優先原則やパーマネンシー保障の概念をしっかりと認識しておく必要があり、東京ルールの基本理念に盛り込むことを検討してほしい。

（２）令和７年度の検討の方向性、児童相談体制等検討会への報告

【主な内容】

- ・ 令和６年度の検討結果の検討結果の中間まとめとして、検討会への報告資料を事務局より提示。
 - ① 都区の児童相談所間におけるケース移管及び家庭復帰
 - ② 東京ルールの運用状況の検証・見直し

【意見交換】

特になし

(3) その他の取組状況の報告

① 都と区市町村の合同研修

【事務局からの説明】

- ・ 令和 7 年度の都と区市町村の合同研修（案）について、資料を基に事務局より説明。

(I) 都区共同企画研修

- (i) 中堅層の強化 (ii) 先進的取組の共有

(II) 都区相互開放研修

- (i) 模擬個別ケース検討会議 (ii) 面接スキルトレーニング研修
- (iii) 司法面接 (iv) リーダー研修（児童心理司）

【主な意見】

- ・ 合同研修への参加する場合の各自治体の費用負担の考え方について知りたい。

→（事務局回答）

- ・ 都区共同企画研修は、試行研修という立て付けのため、各自治体に負担を求めずに、本研修を企画する東京都と特別区職員研修所が負担する予定
- ・ 都区相互開放研修は、児相設置区が都の研修に参加する場合には、都が特別区職員研修所の研修に参加する際に費用負担をしているのと同様に、各児相設置区に費用負担をいただく方向で検討しているが、具体的な方法や内容については、別途協議をしたい。非設置区の子供家庭支援センターについては、児童福祉法第 11 条に基づき、東京都が負担する方向で検討している。

② 施設への入所調整の効率化に向けた検討状況

【主な内容】

- ・ 令和 6 年度の、児童相談所と施設等の間で施設の空き情報の「タイムリーに見える化」ツールの試行実施、令和 7 年度以降本格実施に向けた取組について説明

【主な意見】

- ・ 「タイムリーに見える化」ツールに続き、令和 8 年度には入所調整の仕組みの構築を予定しているところかと思うが、施設とどのような調整をしているか、また具体的にどのような仕組みを検討しているか等の見通しを教えて欲しい。

→（事務局回答）入所調整の仕組みづくりについては、これから具体的な内容の検討を行っていく段階。都・区児相、また施設側の意見をしっかり伺いながら、子供

たちの最善の福祉に資するにはどのようなシステムとすべきかという観点を踏まえ、検討を進めたい。

(4) 今後の予定

- ・令和6年度の検討部会の議論は終了
- ・令和7年度も引き続き検討部会、ワーキンググループを開催予定。進め方は今後調整